

令和5年度前期 技能検定受検案内 技能五輪愛知県大会参加案内

◆受検申請の受付◆

令和5年4月3日(月)～4月14日(金) (土・日曜日を除く)

◆実施日程◆

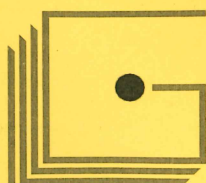
実技試験問題公表	令和5年5月30日(火) (一部の作業については概要のみの公表になります)
実 技 試 験	令和5年6月6日(火)から 令和5年9月10日(日)まで
学 科 試 験	令和5年7月9日(日)※ 令和5年8月20日(日) 令和5年8月27日(日) 令和5年9月3日(日)
合 格 発 表	令和5年8月25日(金)※ 令和5年9月29日(金)
合格証書の交付	令和5年12月中旬ごろ

※金属熱処理を除く3級職種が対象

◇目次◇

受検申請時の注意点について……………P 1	7 試験の免除
1 新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止のための対策等……………P 2	(1)技能検定試験の免除一覧表……………P 18
2 受検手数料……………P 4	(2)免除資格及び受検申請にあたっての特例……………P 19
3 受検申請の手続き……………P 6	8 受検申請関係書類の記載方法と記載例……………P 20
4 受検申請後の流れ……………P 7	9 技能五輪愛知県大会参加案内……………P 25
5 実施職種(作業)と試験実施日……………P 8	◆付録◆
6 受検資格……………P 15	1 よくあるご質問……………P 27
技能検定職種に関する学科一覧表……………P 17	2 技能検定試験参考図書等のご案内……………P 28
	3 技能検定受検申請書類記入チェックシート……………P 29

◆申請書提出先及び問合せ先◆



愛知県職業能力開発協会 技能検定課(定期試験G)

〒451-0035 名古屋市西区浅間二丁目3番14号(愛知県職業訓練会館)

電話:052-524-2034(直通) FAX:052-325-5788

URL: <https://www.avada.or.jp>

～受検申請時の注意点について～

◆以下の作業は個人での申請はできません。(詳細は P14参照)

作業名
鋳鉄鋳物鋳造作業
成形・再圧縮作業
普通旋盤作業
数値制御旋盤作業
フライス盤作業
数値制御フライス盤作業
平面研削盤作業
円筒研削盤作業
ホブ盤作業
精密器具製作作業
数値制御形彫り放電加工作業
ワイヤ放電加工作業
レーザー加工作業
曲げ板金作業
打出し板金作業

作業名
治工具仕上げ作業
金型仕上げ作業
機械組立仕上げ作業
工作機械用切削工具研削作業
コールドチャンバダイカスト作業
変圧器組立て作業
内部ぎ装作業
配管ぎ装作業
電気ぎ装作業
光学ガラス研磨作業
家具手加工作業
いす張り作業
木製建具手加工作業
化学分析作業

◆**抽選作業をお申込みの方**(抽選作業については、当協会ホームページでご確認ください)
 実技・学科とも受検(A甲)で申請し、どちらか一方が抽選により落選した場合は、
受検区分を変更(A乙(学科試験のみ)又はA丙(実技試験のみ))します。(詳細はP5参照)

◆**お振込みいただいた受検手数料はお返しできません。**(詳細は P5参照)

ただし、以下の場合は該当する受検手数料をご返却します。

- ①実技試験又は学科試験が中止となった場合
- ②抽選等で受検者を決定し、選外となった場合
- ③受検資格を満たしていない等申請内容の不備により申請が受理できない場合
- ④申請期限遅れ等申請手続きの不備により申請が受理できない場合
- ⑤公示していない作業や受検案内の注意事項、当協会ホームページの追加・変更情報に記載してある受検制限等により申請そのものできない場合
- ⑥過入金や誤入金があった場合
 ※上記③～⑤の場合は、振込手数料を差し引いて受検手数料をお返します。
 ※上記⑥の場合は、振込手数料を差し引いて超過分をお返します。

本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに
 随時掲載しますので、最新の情報を確認のうえ受検申請をしてください。

URL: <https://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=396>



はじめに

技能検定は、働く人達の技能や知識を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、働く人達の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名、2級、3級については、愛知県知事名の合格証書が交付され、技能士という称号が与えられます。

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策等

本項の感染拡大防止措置は、厚生労働省のガイドライン（令和4年8月5日改訂）※1に基づき、愛知県が独自に定めたものです。本項についてご理解の上、申請くださいますようお願いいたします。

また、試験会場等の状況により、抽選等による申請受付人数の制限※2を行う場合や、申請受付後に試験実施を中止する場合がありますのでご了承ください。

注1 ガイドラインが改訂、廃止された場合及び陽性判定者の療養期間や濃厚接触者の待機期間等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る基準等が変更された場合には、ここに挙げる対策等も必要に応じて変更します。

注2 上記注1に関する変更や、試験実施・申請受付に関する情報等に変更があった場合には当協会ホームページ等で公表しますので、随時ご確認くださいようお願いします。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について（厚生労働省のガイドラインとは一部異なります）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のア、イ、ウに該当される方は実技試験及び学科試験会場への来場を控えてください。該当される方が試験会場に来場された場合は入場をお断りする場合があります。ご理解、ご了承の上申請いただきますようお願いいたします。

ア 新型コロナウイルス感染症陽性判定を受け療養期間中である方（無症状者を含む）

イ 試験当日に次の症状がある方

- ①平熱を超える発熱又は37.5度以上の体温
- ②咳、のどの痛み等風邪の症状
- ③だるさ（倦怠感）、息苦しさ
- ④嗅覚や味覚の異常
- ⑤身体が重く感じる、疲れやすい等

ウ 次の事項に該当する方

- ①試験日の前5日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた方と濃厚接触があった方
- ②試験日の前5日以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
- ③国外から帰国、入国後、検疫所の宿泊施設及び自宅での待機を求められ、現在待機期間中である方

(2) 受検申請にあたって（P6参照）

ア 受検申請書の配布方法

- ・原則、郵送又は当協会ホームページから個人メール申請用PDFファイルのダウンロードにより配布します。
- ・従来どおり当協会等での配布も行います。（裏表紙参照）

イ 受検申請書の受付方法

- ・受検申請は郵送・電子メール（個人申請者対象）により受け付けます。
- ・原則として窓口での受付は行いません。
- ・郵送による申請は専用のミシン目入り申請用紙で、メールによる申請（個人申請者対象）は当協

会指定の専用申請書フォーム（PDF形式）での申請となります。

（詳細は<https://www.avada.or.jp/mailshinsei/>をご覧ください）

ウ 実技試験会場の関係等で受検申請受付にあたり条件が付く作業があります。

・必ずP13～14をご確認ください。

エ 受検可否の決定と受検手数料の納入について

申請書の審査後、すべての受検申請書（抽選になった試験を含む）について、5月19日頃までに、とりまとめ事業所・団体を經由して（個人申請の場合は直接）受検の可否について文書により通知をします。（P5（3）納付方法参照）

なお、受検可の通知をした後で、感染状況の拡大や試験会場の事情等により、試験が中止となり受検ができなくなる場合もありますのでご了承ください。

※受検申請書送付後、申請者からの希望による申請取消し及び受検区分の変更は原則としてできません。（実技・学科とも受検（A甲）で申請し、どちらか一方が抽選により落選した場合等は受検区分を変更（A乙又はA丙）します。

お振込みいただいた受検手数料は、原則としてお返しできません。（過入金、実技試験及び学科試験の中止の場合は受検手数料をお返しします）

(3) 学科試験について会場内での密集を避ける対策として、会場定員の50%以下の人数で実施するため、申請受付後に試験会場の設備、受検者数等により抽選になる場合があります。また同一日に複数の会場で試験を実施する場合があります。必ず事前に受検票で試験日時、会場をご確認ください。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止へのご協力について

・試験終了後に新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合は、速やかに当協会までご連絡ください。

・感染症患者が発生した場合等、関係機関に当日の全受検者の名簿を提供することがありますのでご了承ください。

・試験会場ではマスクの着用、入場時の検温へのご協力、入退場時等こまめな手指の消毒をお願いします。（マスクの着用は厚生労働省のガイドラインをご覧ください）

試験会場や作業により、特別な感染防止対策をお願いする場合があります。

・学科試験会場及び室内で実施する実技試験会場では換気のため、試験中も窓を開放する場合があります。

・試験会場内では他の受検者と適切な間隔を取り、密集を避けてください。

・密集を避けるため、入退場を一時お待ちいただき、整列をお願いする場合があります。試験会場へは、時間に余裕をもってお出かけください。

※1 厚生労働省のガイドラインは、当協会ホームページでもご覧になれます。

※2 抽選等により、申請受付人数の制限を行う場合には、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先します。

2 受検手数料（令和4年度前期から実技試験受検手数料減額対象者の年齢が） 35歳未満から25歳未満に変更となりました。）

(1) 受検手数料の額

手数料は下表のとおりです。（消費税非課税）※振込先口座はP5参照

等級	実技試験				+	学科試験
	一般		高等学校、専門学校等の在校生			
	標準受検手数料	減額後手数料	標準受検手数料	減額後手数料		
特級・1級・ 単一等級	18,200円	/	18,200円	/	3,100円	
2級			18,200円			9,200円
3級		12,100円	3,100円			

(2) 減免措置の対象となる者（特級、1級、単一等級の実技試験受検手数料は減額の対象になりません。）

技能検定の2級又は3級の実技試験を受検する者で、下記のア及びイに共に該当し、かつ、ウ又はエに該当する者

ア 25歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の4月1日において、25歳に達していない者）

令和5年度前期は平成10年4月2日以降に生まれた方

イ 日本国籍を有し又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する永住者等であること

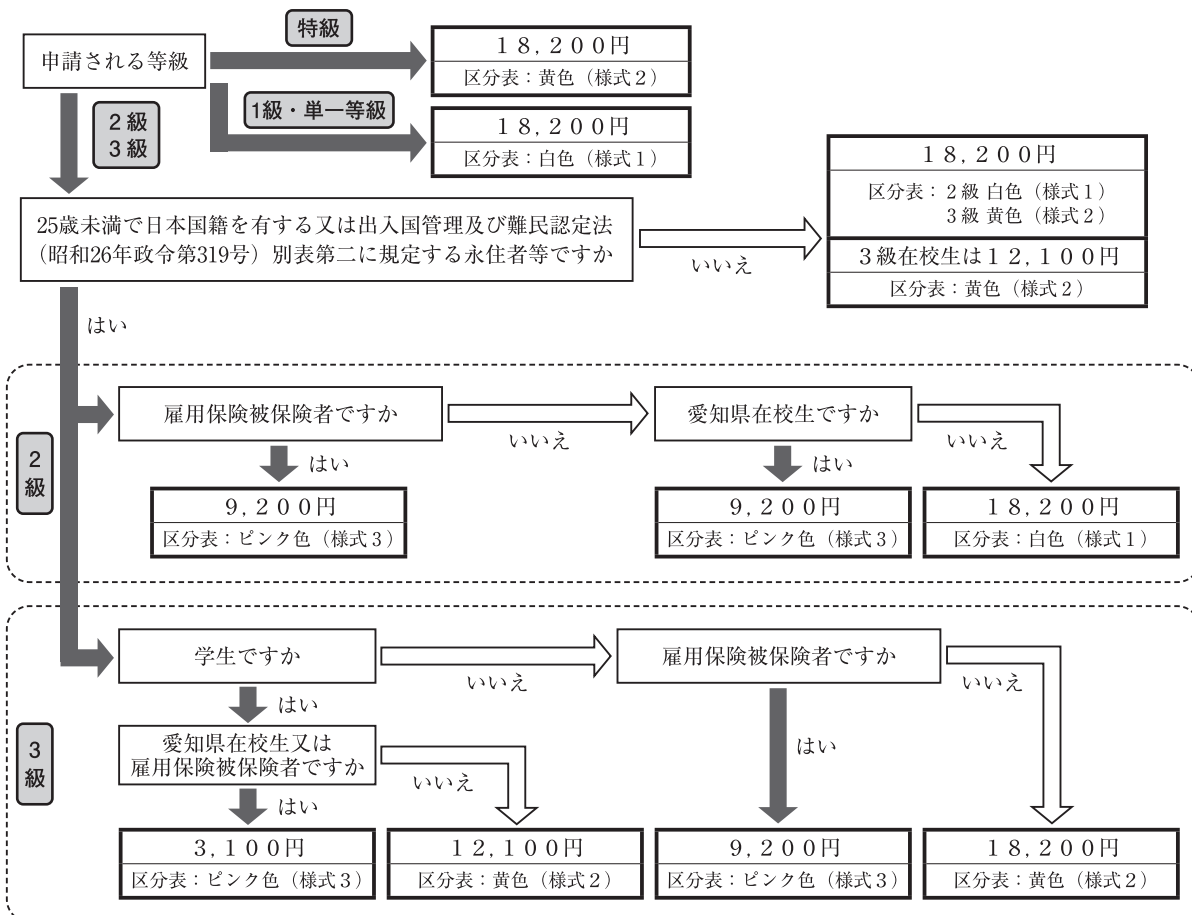
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者

（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）

エ 愛知県在校生（愛知県内に住所を有し、又は愛知県内に所在する学校等に在籍する学生及び生徒等）

◆実技試験受検手数料判定フロー

太枠上段は実技試験受検手数料額、下段は受検申請時に提出いただく申請区分表の様式を表記してあります。



(3) 納付方法 (とりまとめ事業所・団体番号を取得しておらず、受検者が2名以下の場合は、原則として個人申請をお願いします。)

◆とりまとめ事業所・団体の方◆

申請書の審査後、5月19日頃までに、受検の可否について文書により通知をします。お支払いは受検可の場合に限り、通知書をお送りしますので、指定された銀行口座に期日までにお振り込みください。(振込手数料はご負担ください)

◆個人申請の方◆

申請前に受検手数料を以下の受検手数料振込先にお振り込みください。(振込手数料はご負担ください)
 受検申請書類を提出時に受検手数料の振込確認ができる書類の写し(振込明細書、インターネットバンキングの場合はお振り込みの取引内容がわかるものの写し等)を申請区分表の裏面に貼付して、ご提出ください。納付の際はP4の「2 受検手数料(1) 受検手数料の額」を参照のうえ、過不足がないようにしてください。4月14日(金)までに入金確認ができない場合には、申請は受理しません。

【受検手数料振込先】 三菱UFJ銀行 浄心支店 普通預金 3162240 愛知県職業能力開発協会

受検の可否については、5月19日頃までに文書により通知をします。
 なお、抽選作業等で選外となった場合は受検手数料をお返します。(下表参照)

◆注意事項◆

- お振込みいただいた受検手数料はお返しできません。
 ただし、以下の場合には該当する受検手数料をご返却します。
- ①実技試験又は学科試験が中止となった場合
 - ②抽選等で受検者を決定し、選外となった場合
 - ③受検資格を満たしていない等申請内容の不備により申請が受理できない場合
 - ④申請期限遅れ等申請手続きの不備により申請が受理できない場合
 - ⑤公示していない作業や受検案内の注意事項、当協会ホームページの追加・変更情報に記載してある受検制限等により申請そのものができない場合
 - ⑥過入金や誤入金があった場合
 ※上記③～⑤の場合は、振込手数料を差し引いて受検手数料をお返します。
 ※上記⑥の場合は振込手数料を差し引いて超過分をお返します。

◆抽選作業等で選外となった場合◆

【実技試験が選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分及び対応	
A甲	実技・学科とも受検	A乙	学科試験のみ受検(A乙)に区分変更します。 個人申請の方は、実技試験の手数料のみご返却します。
A丙	実技のみ受検	申請 取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。 個人申請の方は、実技試験の手数料をご返却します。
C			

【学科試験が選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分及び対応	
A甲	実技・学科とも受検	A丙	実技試験のみ受検(A丙)に区分変更します。 個人申請の方は、学科試験の手数料のみご返却します。
A乙	学科のみ受検	申請 取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。 個人申請の方は、学科試験の手数料をご返却します。
B			

【実技・学科とも選外となった場合】

申請時の受検区分		選外時の受検区分及び対応	
A甲	実技・学科とも受検	申請 取消し	受検申請を取消し、申請書をご返却します。 個人申請の方は、受検手数料全額をご返却します。

※受検申請書送付後、申請者からの希望による申請取消し及び受検区分の変更は原則としてできません。

3 受検申請の手続き

受検申請書の 配布場所

- ・当協会、各県民事務所広報コーナー等（裏表紙参照）で配布しています。
- ・郵送希望の方は当協会ホームページ「受検申請書等の入手方法・送付申込書」をご参照ください。
- ・メール申請（個人申請者対象）の場合は、当協会ホームページ「メール申請方法について」から専用申請書フォームをダウンロードしてください。
<https://www.avada.or.jp/mailshinsei/>

受付期間

令和5年4月3日(月) から 4月14日(金) まで

郵送、メール（個人申請の方のみ） ※原則として窓口受付は行いません。

郵 送：令和5年4月14日(金) 必着

メール：個人申請者対象 4月14日(金) 午後5時30分までに送信

提出方法

【郵送】

提出書類を簡易書留やレターパック等で次の送付先へお送りください。また、封筒等に朱書きで「技能検定受検申請書在中」と明記してください。

送付先：〒451-0035 名古屋市西区浅間二丁目3番14号

愛知県職業能力開発協会 技能検定課（定期試験G）

【メール：個人申請者対象】

提出書類の入力フォームを当協会ホームページ「メール申請方法について」からダウンロードのうえ、PDFファイル形式で一括して次のアドレスへ送信してください。

申請受付専用アドレス：shinsei@avada.or.jp

提出書類

※書類の返却は
原則致しかねます

記載方法は
P20～24参照

- ①技能検定受検申請書
- ②本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険被保険者証、生徒手帳、学生証等）
- ③受検資格証明書類の写し（下位等級技能検定合格後の実務経験年数を受検資格とする方、また全ての特級申請者は、1級技能検定合格証書の写しを必ず添付してください）
- ④免除資格証明書類の写し（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする方のみ）
- ⑤技能検定作業別申請区分表
- ⑥（個人申請の方のみ）受検手数料の振込確認ができる書類の写しを申請区分表の裏面に貼付してください。
- ⑦在校生・訓練生等は、原則生徒手帳等の写しを提出してください。（P24※参照）

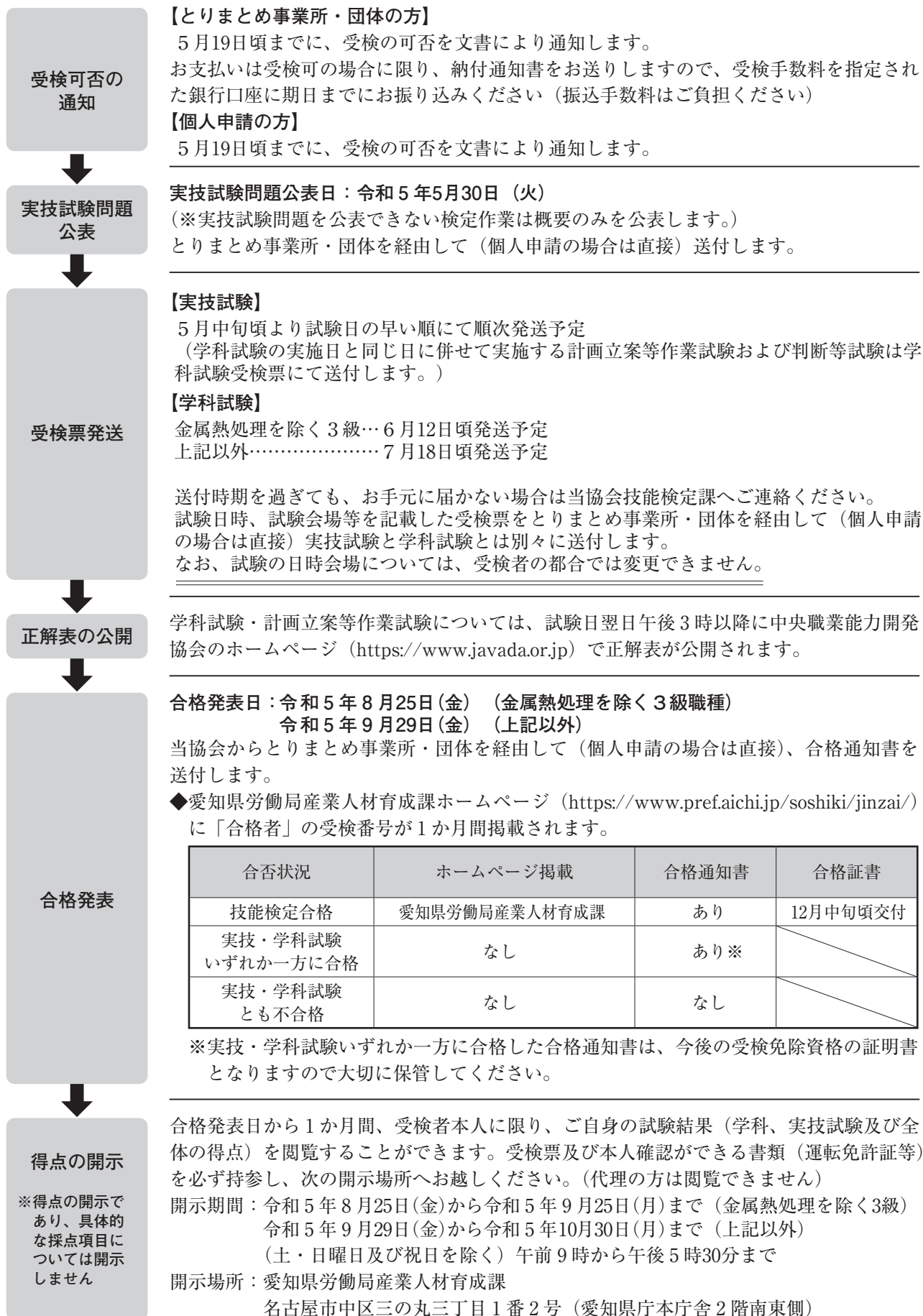
注意事項

- ・受検申請にあたり、注意が必要となる作業はP13、14に記載しています（最新情報は当協会ホームページに掲載しています。）ので、申請前に必ずご確認ください。
- ・申請書の記入にあたってはP20「8 受検申請関係書類の記載方法と記載例」及び申請書裏面の「記入上の注意」をよく読んで申請者本人が記入してください。
- ・申請書に記載された学歴・資格・経験年数等いつわりがあったときは受検を取り消す又は合格を取り消すことがあります。
- ・申請書受理後に免除資格があることが判明しても試験の免除はできません。
- ・障がいのある方で、特別な配慮を受けることを希望される場合は、申請書提出時に文書にてお申し出ください。
- ・同時に2職種（作業）以上を受検申請することは原則としてできません。
- ・個人申請の方は、申請前に受検手数料のお振込み手続きをしてください。

個人情報 の取扱い

- ・受検申請書に記入いただく個人情報及び本人確認書類は、技能検定の実施に関する目的以外には使用いたしません。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として提出していただく書類は、その目的以外には使用いたしません。

4 受検申請後の流れ



5 実施職種（作業）と試験実施日

(1) 全等級共通事項

- ア 試験は実技試験及び学科試験が行われ、技能士になるためには、両方に合格することが必要です。
 なお、実技試験又は学科試験のどちらか片方のみ合格した方は、次回以降は不合格となった試験のみを受検し、合格することで、技能士とすることができます。（ただし、特級については、どちらか片方のみ合格した日から5年以内に限ります。）
 また、合格基準は、100点を満点として、原則として実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。
- イ 実技試験は、製作等作業試験のみ実施するもの、製作等作業試験と計画立案等作業試験または判断等試験を実施するもの等、職種（作業）により異なりますのでご注意ください。なお、計画立案等作業試験および判断等試験は実技試験の一部で、学科試験ではありません。
 なお、試験の内容につきましては、『実技試験問題の概要』をご覧ください。
- ウ 実技試験欄に○印と併せて月／日の記入されているものは、全国統一に実施する試験日を示します。
 なお、○印のものは実技試験実施期間（令和5年6月6日から令和5年9月10日まで）のいずれかに実施します。
- エ 学科試験欄の月／日は、全国統一に実施する試験日を示します。
- オ 令和5年度（前期）技能検定学科試験、実技試験（判断等試験及び計画立案等作業試験）における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和4年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種（作業）ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されている従前の施行内容に基づく場合もあります。
- カ D区分（実技試験・学科試験とも免除）の受検申請は、すべての等級・職種・作業について、前期・後期いずれの申請受付期間でも受検申請することができます。

(2) 等級別実施職種（作業）及び実施日等

○印のみ記載された実技試験は、実技試験実施期間中（6月6日～9月10日）に実施します。実際の試験日時等は後日送付する受検票により通知します。受検者の都合による試験日時の変更はできません。

ア 1級・2級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP13、14を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
103	園芸装飾	010	室内園芸装飾作業	注2		○			9/3 AM
062	造園	010	造園工事作業			○	○		8/20 AM
003	鋳造	010	鋳鉄鋳物鋳造作業	注3	×	○			9/3 AM
005	金属熱処理	010	一般熱処理作業			○1級	○2級 8/27	○ 8/20PM	8/20 AM
		020	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業			○1級	○2級 8/27	○ 8/20PM	
		030	高周波・炎熱処理作業			○1級	○2級 8/27	○ 8/20PM	
091	粉末冶金	010	成形・再圧縮作業	注3	×	○		○ 8/27PM	8/27 AM

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP13、14を必ずご確認ください。

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	実 技 試 験					学科 試験
				注 意 事 項 NO.	個 人 申 請 可 否	試 験 形 式			
						製 作 等 作 業 試 験	判 断 等 試 験	計 画 立 案 等 作 業 試 験	
006	機 械 加 工	010	普 通 旋 盤 作 業	注3	×	○			8/27 AM
		200	数 値 制 御 旋 盤 作 業	注3	×	○		○ 8/27PM	
		040	フ ラ イ ス 盤 作 業	注3	×	○			
		210	数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業	注3	×	○		○ 8/27PM	
		120	平 面 研 削 盤 作 業	注3	×	○			
		130	円 筒 研 削 盤 作 業	注3	×	○			
		150	ホ ブ 盤 作 業	注3	×	○			
		230	マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業				○	○ 8/27PM	
		240	精 密 器 具 製 作 作 業	注3	×	○			
183	非 接 触 除 去 加 工	020	数 値 制 御 形 彫 り 放 電 加 工 作 業	注3	×	○		○ 1級 9/3PM	9/3 AM
		030	ワ イ ヤ 放 電 加 工 作 業	注3	×	○		○ 1級 9/3PM	
		040	レ ー ザ ー 加 工 作 業	注3	×	○			
007	金 属 プ レ ス 加 工	010	金 属 プ レ ス 作 業	注1		○		○ 8/20PM	8/20 AM
008	鉄 工	010	製 缶 作 業	注1		○			8/27 AM
		020	構 造 物 鉄 工 作 業	注1		○			
122	建 築 板 金	010	内 外 装 板 金 作 業			○			9/3 PM
		020	ダ ク ト 板 金 作 業	注2		○			
123	工 場 板 金	010	曲 げ 板 金 作 業	注1 注3	×	○			9/3 PM
		020	打 出 し 板 金 作 業	注1 注3	×	○			
010	め っ き	010	電 気 め っ き 作 業			○			8/27 AM
		020	溶 融 亜 鉛 め っ き 作 業				○ 9/3		
012	仕 上 げ	010	治 工 具 仕 上 げ 作 業	注3	×	○			9/3 AM
		020	金 型 仕 上 げ 作 業	注3	×	○			
		030	機 械 組 立 仕 上 げ 作 業	注3	×	○			
146	切 削 工 具 研 削	010	工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業	注1 注3	×	○			9/3 PM
014	ダ イ カ ス ト	020	コ ー ル ド チ ャ ン パ ダ イ カ ス ト 作 業	注3	×	○		○ 8/27PM	8/27 AM
015	電 子 機 器 組 立 て	010	電 子 機 器 組 立 て 作 業			○			8/27 PM

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP13、14を必ずご確認ください。

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	実 技 試 験					学科 試験
				注意 事項 NO.	個人 申請 可否	試験形式			
						製作等 作業試験	判断等試験	計画立案等 作業試験	
016	電気機器組立て	020	変圧器組立て作業	注1 注3	×	○		○ 9/3PM	9/3 AM
		030	配電盤・制御盤組立て作業			○			
166	産業車両整備	010	産業車両整備作業			○			8/20 PM
160	鉄道車両製造・整備	020	内 部 ぎ 装 作 業	注3	×	○			9/3 AM
		030	配 管 ぎ 装 作 業	注3	×	○			
		040	電 気 ぎ 装 作 業	注3	×	○		○1級 9/3PM	
148	光学機器製造	010	光学ガラス研磨作業	注3	×	○			8/20 PM
068	建設機械整備	010	建設機械整備作業	注1		○		○ 8/27PM	8/27 AM
124	家 具 製 作	010	家具手加工作業	注3	×	○			8/27 PM
		030	い す 張 り 作 業	注3	×	○			
125	建 具 製 作	010	木製建具手加工作業	注3	×	○			8/27 PM
035	印 刷	020	オフセット印刷作業	注2		○			8/27 PM
037	プラスチック成形	020	射出成形作業			○			8/20 PM
		040	真空成形作業				○ 9/3	○ 9/3AM	
040	と び	010	と び 作 業			○			8/20 PM
041	左 官	010	左 官 作 業			○			8/27 PM
042	築 炉	010	築 炉 作 業			○			8/20 PM
044	タイル張り	010	タイル張り作業			○			9/3 AM
086	防 水 施 工	020	ウレタンゴム系 塗膜防水工事作業	注2		○			8/20 PM
		070	シーリング防水工事作業	注2		○			
		110	改質アスファルトシート 常温粘着工法防水工事作業	注2		○			
		100	F R P 防水工事作業	注2		○			
152	内装仕上げ施工	010	プラスチック系 床仕上げ工事作業			○			8/27 AM
		030	鋼製下地工事作業	注1 注2		○			
		040	ボード仕上げ工事作業	注2		○			
		070	化粧フィルム工事作業			○			

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP13、14を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
049	熱絶縁施工	010	保温保冷工事作業	注2		○			9/3 AM
		020	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業			○			
056	化学分析	010	化学分析作業	注3	×	○ 8/27		○ 1級 8/20PM	8/20 AM
065	貴金属装身具製作	010	貴金属装身具製作作業			○			8/27 AM
059	表装	020	壁装作業			○			9/3 AM
060	塗装	020	建築塗装作業			○			8/20 AM
		030	金属塗装作業			○			
		050	噴霧塗装作業			○			
137	商品装飾展示	010	商品装飾展示作業			○ 8/20AM			8/27 AM
119	フラワー装飾	010	フラワー装飾作業			○			9/3 PM

(38職種 70作業)

イ 3級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP13、14を必ずご確認ください。

職種番号	職種名	作業番号	作業名	実技試験					学科試験
				注意事項NO.	個人申請可否	試験形式			
						製作等作業試験	判断等試験	計画立案等作業試験	
103	園芸装飾	010	室内園芸装飾作業	注2		○			7/9 AM
062	造園	010	造園工事作業			○	○		7/9 PM
003	鋳造	010	鋳鉄鋳物鋳造作業	注3	×	○	○		7/9 PM
005	金属熱処理	010	一般熱処理作業				○ 8/27	○ 8/20PM	8/20 AM
		020	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業				○ 8/27	○ 8/20PM	
		030	高周波・炎熱処理作業				○ 8/27	○ 8/20PM	
006	機械加工	010	普通旋盤作業	注3	×	○			7/9 AM
		200	数値制御旋盤作業	注3	×	○			
		040	フライス盤作業	注3	×	○			
		120	平面研削盤作業	注3	×	○			
		230	マシニングセンタ作業			○			
123	工場板金	010	曲げ板金作業	注3	×	○			7/9 PM

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP13、14を必ずご確認ください。

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	実 技 試 験					学科 試験
				注意 事項 NO.	個人 申請 可否	試験形式			
						製作等 作業試験	判断等試験	計画立案等 作業試験	
010	め っ き	010	電 気 め っ き 作 業			○			7/9 PM
012	仕 上 げ	030	機 械 組 立 仕 上 げ 作 業	注3	×	○			7/9 PM
013	機 械 検 査	010	機 械 検 査 作 業			○			7/9 PM
015	電子機器組立て	010	電 子 機 器 組 立 て 作 業			○			7/9 AM
184	シーケンス制御	010	シ ー ケ ン ス 制 御 作 業			○			7/9 PM
038	建 築 大 工	010	大 工 工 事 作 業			○			7/9 PM
040	と び	010	と び 作 業	注1		○			7/9 AM
041	左 官	010	左 官 作 業			○			7/9 AM
056	化 学 分 析	010	化 学 分 析 作 業	注3	×	○			7/9 AM
060	塗 装	030	金 属 塗 装 作 業			○			7/9 PM
112	舞台機構調整	010	音 響 機 構 調 整 作 業			○	○		7/9 PM
137	商品装飾展示	010	商 品 装 飾 展 示 作 業			○			7/9 AM
119	フラワー装飾	010	フ ラ ワ ー 装 飾 作 業			○			7/9 PM

(19職種 25作業)

ウ 単一等級

※注意事項No.及び個人申請可否欄に情報の記載がある作業についてはP13、14を必ずご確認ください。

職種 番号	職 種 名	作業 番号	作 業 名	実 技 試 験					学科 試験
				注意 事項 NO.	個人 申請 可否	試験形式			
						製作等 作業試験	判断等試験	計画立案等 作業試験	
117	枠組壁建築	010	枠 組 壁 工 事 作 業			○		○ 9/3PM	9/3 AM
144	路面標示施工	010	溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業			○			9/3 PM
111	塗 料 調 色	010	調 色 作 業			○	○		9/3 PM
159	産 業 洗 浄	010	高 圧 洗 浄 作 業			○		○ 8/20PM	8/20 AM

(4職種 4作業)

(3) 作業ごとの注意事項

注1 安全衛生法関係法令等に基づく就業制限を伴う作業及び特別教育を要する作業（実技試験）

ア 以下の職種（作業）は労働安全衛生法第61条第1項に基づく資格証等（ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面）の携帯を要します。

試験当日に携帯していない場合は原則として受検することができません。

・鉄工（製缶作業）※1級のみ	・工場板金（打出し板金作業）
・鉄工（構造物鉄工作業）	・電気機器組立て（変圧器組立て作業）
・工場板金（曲げ板金作業）※3級を除く	・建設機械整備（建設機械整備作業）

イ 以下の職種（作業）は労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本又は写しを提示するか又は特別教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告してください。

職種（作業）	特別教育の種類
・金属プレス加工（金属プレス作業）	動力プレス機械の金型取付け等
・鉄工（製缶作業） ・鉄工（構造物鉄工作業）	アーク溶接
・切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）	研削といしの取替え
・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）	研削といし（高速といし）の取替え等
・とび（とび作業）※3級のみ	足場の組立て

注2 設備等の都合による受検申請の制限

次の作業の実技試験は、設備等の都合により定員がありますので、申請前に必ず実技試験委託団体に直接お問い合わせください。

【実技試験委託団体（予定）問合せ先】

作業名	団体名	電話番号
室内園芸装飾作業	愛知インドアグリーン協会	052-411-7821
ダクト板金作業	中部ダクト工業協同組合	052-801-8167
オフセット印刷作業	愛知県印刷工業組合	052-962-5771
ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	愛知県防水工事業協会	052-501-1401
改質アスファルトシート 常温粘着工法防水工事作業	〃	〃
F R P 防水工事作業	〃	〃
シーリング防水工事作業	中部シーリング工事業（協）	052-201-7086
鋼製下地工事作業	（一社）全国建設室内工事業協会 中部支部	052-242-6780
ボード仕上げ工事作業	〃	〃
保温保冷工事作業	東海北陸保温保冷工業協会	052-201-3551

注3 受検者所属事業所等の協力により実技試験を実施する作業（個人での申請はできません）

次の作業は、原則として受検者の所属事業所等にご協力をいただいて実技試験を実施します。この場合、以下の条件を満たすことが必要です。（ご協力いただけない場合は、実技試験を受検することができません。）

- ①受検者の所属する事業所等から実技試験の実施のために必要な設備・機材、役務等のご提供が得られること
- ②受検者の所属する事業所等から技能検定委員等の協力が得られること

【対象作業一覧（すべての等級）】

作業名	作業名
鋳鉄鋳物鋳造作業	治工具仕上げ作業 ※1
成形・再圧縮作業	金型仕上げ作業 ※1
普通旋盤作業 ※1	機械組立仕上げ作業 ※1
数値制御旋盤作業 ※2	工作機械用切削工具研削作業 ※2
フライス盤作業 ※1	コールドチャンバダイカスト作業
数値制御フライス盤作業 ※2	変圧器組立て作業
平面研削盤作業 ※2	内部ぎ装作業
円筒研削盤作業 ※2	配管ぎ装作業
ホブ盤作業 ※2	電気ぎ装作業
精密器具製作作業 ※2	光学ガラス研磨作業
数値制御形彫り放電加工作業 ※2	家具手加工作業
ワイヤ放電加工作業 ※2	いす張り作業
レーザー加工作業 ※2	木製建具手加工作業
曲げ板金作業	化学分析作業
打出し板金作業	

※普通旋盤作業始め15作業は、複数作業を並行して実施可能ですが※1の5作業は、原則として1日1会場あたり、自社受検者数の合計を3名以上とし、※2の10作業は1名でも実施可能とします。

また上記以外の作業についても、受検申請者数により受検者の所属する事業所等に上記①、②の協力をお願いする場合があります。

注2・**注3** 以外の職種（作業）についても、試験場の設備、受検者数及び新型コロナウイルス感染症の感染状況により、以下の対応を行う場合がありますので予めご了承ください。

- ①受付期間中に申込みを締切る ②受付期間終了後の抽選 ③試験の中止
- ②の場合は、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先しますのでご了承ください。
- ①～③の理由により試験が受検できなくなった場合は、受領した受検手数料はお返しします。

本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに
 随時掲載しますので、最新の情報を確認のうえ受検申請をしてください。
 URL: <https://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=396>



6 受 検 資 格

実務経験年数は、令和5年4月14日現在で算定します。なお、実務経験とは、当該検定職種に関する実務の経験でなければならず、この範囲には現場における作業のみならず、管理、監督、訓練、教育及び研究の業務や入職後に受けた訓練又は教育が含まれます。

(単位 年)

等級区分 受検対象者(注1)	特 級	1 級			2 級		3 級	単一等級		
	1 級に合格した後の実務の経験年数	1 級の受検に必要な実務経験年数			2 級の受検に必要な実務経験年数		3 級の受検に必要な実務経験年数(注7)	単一等級の受検に必要な実務経験年数		
		直接1級を受検	2 級合格後	3 級合格後	直接2級を受検	3 級合格後(注7)				
実務経験のみ	5	7	2	4	2	0	0 (注8)	3		
専門高校卒業(注2) 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0		0	1		
短大・高専・高校専攻科卒業(注2) 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5			0		0	0		
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く)(注2) 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0		0	0		
専修学校(注3)又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限り)		800 時間以上			6		0	0 (注9)	1	
		1,600 時間以上			5		0	0 (注9)	1	
		3,200 時間以上			4		0	0 (注9)	0	
短期課程の普通職業訓練修了 (注4)(注10)		700 時間以上			6		0	0 (注6)	1	
普通課程の普通職業訓練修了 (注4)(注10)		2,800 時間未満			5		0	0	1	
		2,800 時間以上			4		0	0	0	
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了(注4)(注10)		3			1		2	0	0	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了(注10)		1			0		0	0		
長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了(注10)		1 (注5)			0 (注5)		0	0		
職業訓練指導員免許取得	1			-	-	-	0			
長期養成課程の指導員養成訓練修了(注10)	0			0	0	0	0			

(注1) 検定職種に関する学科(P17参照)、訓練科又は免許職種に関するものに限りです。

「検定職種に関する」の範囲については

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/ability_skill/ginoukentei/kansuru.html (「厚生労働省検定職種に関する」で検索できます) をご覧ください。

検定職種に関連のない学科・訓練科又は免許職種を卒業又は修了した者は、「実務経験のみ」の欄の年数になります。

また、大学、短大、高校、専修学校等の卒業、各課程の職業訓練の修了、指導員免許の取得に係る実務経験年数は、卒業、修了、取得後の実務経験年数が対象となります。

- (注2) 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準じます。
- (注3) 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除きます。
- (注4) 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなします。
- (注5) 短期養成課程の指導員養成訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査）に合格しているものに限りします。
- (注6) 総訓練時間が700時間未満のものを含みます。
- (注7) 3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者は、1年生から受検できます。また、3級技能検定については工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できます。3級の技能検定に合格した者は、在学中であっても、2級の受検資格が与えられます。
- (注8) 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとします。
- (注9) 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与します。
- (注10) 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与します。

(特記事項)

下位級合格後の実務経験年数は、対象とする下位級の合格発表日から、受付期間最終日までの期間の実務経験年数を計算します。

特例措置として、下位の等級の受検が前期で、受検資格が発生する年度における上位の等級の受検が後期である場合は、下位の等級の合格発表日が上位の等級の受付期間最終日の期日より後であっても、所定の実務経験年数に達しているものとみなします。

(例) ○○検定職種に関して、5年前の前期に1級を受検して合格し、特級を受検する場合

◎受検資格について、ご不明な点は、当協会技能検定課までお問い合わせください。

技能検定職種に関する学科一覧表

技能検定受検資格に係る検定職種と学科の対応表です（P 15 注 1 関係）

職 種 名	検定職種に関する学科
園 芸 装 飾	園芸科、フラワーデザイン科 ガーデニング科
造 園	造園科
鑄 造	や金科、金属工学科、機械科
金 属 熱 処 理	や金科、金属工学科、機械科
粉 末 冶 金	や金科、金属工学科、機械科
機 械 加 工	機械科
非 接 触 除 去 加 工	機械科
金 属 プ レ ス 加 工	機械科
鉄 工	金属工学科、機械科、造船科 建築科、土木科
建 築 板 金	機械科、建築科
工 場 板 金	機械科
め っ き	金属工学科、工業化学科 化学工学科
仕 上 げ	機械科
切 削 工 具 研 削	機械科、木材加工科
機 械 検 査	機械科
ダ イ カ ス ト	や金科、金属工学科、機械科
電 子 機 器 組 立 て	電子科、電気科
電 気 機 器 組 立 て	電子科、電気科
シ ー ケ ン ス 制 御	電子科、電気科
産 業 車 両 整 備	機械科
鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	機械科、電気科、造船科、 自動車科
光 学 機 器 製 造	機械科、物理学科
建 設 機 械 整 備	機械科
家 具 製 作	工芸科

職 種 名	検定職種に関する学科
建 具 製 作	建築科、工芸科
印 刷	印刷科
プ ラ ス チ ッ ク 成 形	機械科、電気科、工業化学科
建 築 大 工	建築科、大工科
枠 組 壁 建 築	建築科
と び	建築科
左 官	建築科
築 炉	建築科
タ イ ル 張 り	建築科
防 水 施 工	建築科
内 装 仕 上 げ 施 工	建築科
熱 絶 縁 施 工	設備科、造船科 工業化学科、化学工学科 建築科
化 学 分 析	工業化学科、化学工学科 農芸化学科
貴 金 属 装 身 具 製 作	金属工芸科
表 装	工芸科
塗 装	建築科、工芸科、塗装科
路 面 標 示 施 工	塗装科
塗 料 調 色	塗装科
舞 台 機 構 調 整	電子科、電気科、音響芸術科
産 業 洗 浄	機械科、工業化学科、土木科 金属工学科
商 品 装 飾 展 示	デザイン科、工芸科、美術科 造形科
フ ラ ワ ー 装 飾	園芸科、フラワーデザイン科 フラワービジネス科

(注) それぞれの学科に準ずる学科も含む。

7 試験の免除

(1) 技能検定試験の免除一覧表

ア 技能検定関係（同一の検定職種に限る）

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	-	-	-	-	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	-	-	-	-	※1
1 級	技能検定合格	-	学科の全部			-	
	実技試験のみ合格	-	実技の全部			-	※2
	学科試験のみ合格	-	学科の全部			-	※2
2 級	技能検定合格	-	-	学科の全部		-	
	実技試験のみ合格	-	-	実技の全部		-	※2
	学科試験のみ合格	-	-	学科の全部		-	※2
3 級	技能検定合格	-	-	-	学科の全部	-	
	実技試験のみ合格	-	-	-	実技の全部	-	※2
	学科試験のみ合格	-	-	-	学科の全部	-	※2
単 一 等 級	技能検定合格	-	-	-	-	学科の全部	
	実技試験のみ合格	-	-	-	-	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	-	-	-	-	学科の全部	※2

※1：実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（最終年にあつては年度終わりまで）有効

※2：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

注：免除資格の特殊な例を次頁に示します。

イ 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る）

「検定職種に関する」の範囲については、厚生労働省ホームページ（URLはP15（注1）参照）をご覧ください。

対象者			技能検定試験の免除の範囲					備考
			特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			-	学科の全部			学科の全部	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	5 年	-	学科の全部			学科の全部	※3
	実務経験年数	2 年	-	学科の全部			学科の全部	※3
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	4 年	-	学科の全部		学科の全部	※3	
	実務経験年数	1 年	-	学科の全部		学科の全部	※3	
			-	学科の全部		-	※3	
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年（2,800時間以上なら1年）の実務経験		-	学科の全部		学科の全部	※3	
			-	学科の全部		-	※3	
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1 級技能士コース		-	学科の全部			-	※3
	2 級技能士コース		-	学科の全部			-	※3
	単一等級技能士コース		-	-	-	学科の全部	※3	
中央技能検定委員2年以上			-	実技の全部及び学科の全部			実技の全部 学科の全部	※1
都道府県技能検定委員2年以上			-	実技の全部			実技の全部	※1
技能五輪全国大会における技能証			-	実技の全部	-	-	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			-	-	実技の全部		-	※2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		-	-	実技の全部		-	※2
	学科部門の技能証		-	-	学科の全部		-	※2

※1：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

※2：有効期限が過ぎた技能証であっても有効

※3：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

ウ 他法令等関係

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級	
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者		-	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般		-	-	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		-	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部			枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		-	建築大工職種に係る学科試験の全部			枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
東京商工会議所が行う和裁の技能検定	1級の技能検定	-	和裁職種に係る実技試験の全部			-	
	2級の技能検定	-	-	和裁職種に係る実技試験の全部		-	

(2) 免除資格及び受検申請にあたっての特例

ア 免除資格の特例

2以上の作業を有する検定職種にあっては、2以上の作業に共通する問題で学科試験を実施しているものがあります。この場合、いずれか1つの作業の学科試験に合格すれば、他の共通試験問題の作業はすべて学科試験が免除になります。

下表において、「学科試験共通作業」の同じ枠内にあるものは、学科試験問題が共通です。

検定職種	学科試験共通作業	検定職種	学科試験共通作業
機械加工 〔特記事項〕	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 立旋盤作業	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業
	フライス盤作業 数値制御フライス盤作業	婦人子供服製造	婦人子供既製服 パターンメイキング作業 婦人子供既製服縫製作業
	ボール盤作業 数値制御ボール盤作業	布はく縫製	ワイシャツ製造作業 衛生白衣製造作業
	横中ぐり盤作業 ジグ中ぐり盤作業	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業
	平面研削盤作業 数値制御平面研削盤作業 円筒研削盤作業 数値制御円筒研削盤作業 心無し研削盤作業	強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業 ビニルエステル樹脂積層防食作業
	ホブ盤作業 数値制御ホブ盤作業 歯車形削り盤作業 かさ歯車歯切り盤作業	鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業
		テクニカルイラストレーション 手書き作業 テクニカルイラストレーション C A D 作業	
		機械・プラント製図	機械製図手書き作業 機械製図C A D 作業

〔特記事項〕平成19年度以前に、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業、マシニングセンタ作業のいずれかの学科試験に合格している場合は、当該4作業のすべての学科試験が免除の対象となる。

イ 受検申請にあたっての特例

2以上の作業を有する検定職種にあって、2以上の作業に共通する問題で学科試験を実施しているもの（上記アに示すもの）について、既に実技試験に合格している方が学科試験を受検する場合、受検しようとする作業が当該期の実施作業に掲げられていないものであっても、共通の学科試験が行われている作業のうち、1以上の作業が実施作業となっていれば、受検しようとする作業は受検できます。

※この場合、受検申請書には、実施公示している作業名ではなく、受検しようとする作業名を記入してください。

8 受検申請関係書類の記載方法と記載例

(1) 申請書記載方法 (P 21・22の「(2) 申請書記載例」と併せてご覧ください。

◆記入上の注意点◆

- 受検申請書は受検者本人が記入すること。
- 記入には、ボールペンを用い、文字は楷書で数字は算用数字を用いて、丁寧に書くこと。特に氏名は略字や俗字を用いなくて、正確に記入すること。また住所は、番地、棟、号まで必ず書くこと。
- 記入事項を修正する場合は、二本線で消して余白に正しく記入してください。(訂正印不要)

① 受検申請日

申請書の申請年月日は、当協会へ提出する日を記入してください。

② 申請者記名欄

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置」の内容を確認・了承した上で記名してください。

③ 職種番号・職種名並びに作業番号・作業名

P 8～12の「(2) 等級別実施職種(作業)及び実施日等」を参照し、正確に記入してください。

④ 氏名

添付する本人確認書類の氏名欄に記載された同じ字体・字形で記入してください。

例：本人確認書類：渡邊 → 適切な例：渡邊
→ 不適当な例：渡辺、渡邊

⑤ 住所

アパート、マンション名を含め(他県の住所は県名を含む)で記入してください。

⑥ 学歴

中学校、高校あるいは大学の最終のものを必ず記入してください。

なお、最終学歴が大学院の場合は、大学の学歴(学科名)も併記してください。

(大学院は「技能検定職種に関する学科」の対象になりません。)

⑦ 訓練歴

ア 職業能力開発促進法に基づく職業訓練のみを記入してください。

イ 技能照査合格で学科試験の免除申請をする場合は、必ず記入してください。

⑧ 職歴

受検に関するものを対象とし、現在のものから順に記入してください。

特に職務内容の欄は、検定職種との関わりがわかる内容を記入してください。

(不適当な記載の例：生産技術、製造、現場監督、営業、販売)

通算の実務経験年数が、受検に必要な年数を満たすまで記入してください。

⑨ 試験の免除

試験の免除を受けることのできる資格の名称、取得年月日、番号を正確に記入してください。

また、その証明書の写しを必ず添付してください。

⑩ 受検区分

ご自分の受検しようとする区分を○で囲んでください。

⑪ 手数料

生年月日(令和5年度前期は平成10年4月2日以降に生まれた方が減額対象)と受検区分に基づき、該当する実技試験、学科試験の記号を○で囲んでください。

⑫ 雇用保険被保険者及び愛知県在校生

2級又は3級の実技試験を受検される25歳未満の方のみ、いずれかにチェックしてください。

⑬ 右票(実技試験写真票、学科試験写真票)

ア 両方を受検する方(A甲)は、右票すべてを記入し写真2枚を貼付してください。

イ 学科試験のみ受検する方(A乙、B)は、学科試験写真票のみを記入し、写真1枚を貼付してください。

ウ 実技試験のみ受検する方(A丙、C)は、実技試験写真票のみを記入し、写真1枚を貼付してください。

エ 実技試験・学科試験の両方免除の方(D)は、学科試験写真票を記入してください。写真は不要です。

(2) 申請書記載例 (P20 の (1) 申請書記載方法と、併せてご覧ください。)

2級技能検定受検申請書 令和5年4月14日

② 愛知県知事殿 (本人署名) 氏名 検定 太郎

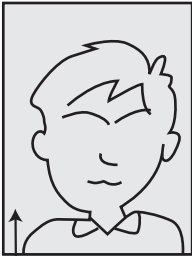
私は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置」の内容を確認し、了承した上で技能検定を受検したいので申請します


③	職種番号	060	検定職種	塗 装	受検番号	※
	作業番号	030	作業名	金属塗装 作業	合格番号	※
④	フリガナ 氏 名 <small>楷書で丁寧に ご記入ください</small>	(姓) ケンテイ 検定	(名) タロウ 太郎	生年月日及び年令	性別	
				昭和 平成 11年 4月 5日 生 満 24才	男・女 <input checked="" type="radio"/> 男	
⑤	住 所	〒451-0035 愛知県 名古屋市西区浅間町2丁目3-14 マンション検定3-1			携帯電話 (電話)	※シヨクバコード
					(052) 524-2034	
⑥	学 歴	学 校 名 <small>(最終のもの)</small>	学 科 又 は 課 程	所 在 地	在 学 期 間	
		能力工業高等学校	機械科	愛知県	昭平令 27年 4月~ 昭平令 30年 3月 <small>在学中は、該当する番号を○で囲む ①高等学校 ②専門学校 ③短大・高専 ④大学</small>	
⑦	検 歴	訓 練 施 設 名 <small>(最終のもの)</small>	科 名	所 在 地	訓 練 期 間	
		開発高等技術専門学校	機械系 機械加工科	愛知県	昭平令 30年 4月~ 昭平令 31年 3月 <small>訓練中は、該当する番号を○で囲む ⑤短期課程 ⑥普通課程 ⑦専門課程 ⑧応用課程</small>	
⑧	資 格	事 業 所 名 <small>(現在のもの)</small>	職 務 内 容 <small>(検定職種に関するもの)</small>	所 在 地	在 職 期 間	
		(株)能力開発	金属塗装	名古屋市西区浅間1 電話(052)000-0000	昭平令 3年 1月~ 昭平令 5年 4月 (2年3か月)	
		技能検定(株)	〃	名古屋市中区錦3-1	H31年 4月~R2年 12月 (1年9か月)	
		3級技能検定合格 検定職種・作業名・合格年月日・番号			実務年数・分類	
		職 種	年 月 日	※	年 月 ()	
		作 業	第 号			
⑨	試 験 の 免 除	免除の対象	試験・検定・免許等の名称及び科名	合格し免許を受けた年月日・番号	免除資格判定	
		実技試験		年 月 日 第 号	実 技 ※	
		学科試験	2級技能検定学科試験 合格(金属塗装作業)	○年 10月 6日 愛知第 600号	学 科 ※	
⑩	受 検 区 分 (該当する番号を○で囲む)	25歳未満の方 (本年4/1現在) ※実技試験を受検する方のみチェック		受検資格判定		
	A甲 ① 実技・学科とも受検	B ④ 学科受検 (実技免除)	雇用保険の 被保険者である <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	愛知県内に在住する学生(生徒等)又は、県内の学校に在学する学生(生徒等)である <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		※
	A乙 ② 学科のみ受検 (免除なし)	C ⑤ 実技受検 (学科免除)				
	A丙 ③ 実技のみ受検 (免除なし)	D ⑥ 実技・学科とも免除				
⑪	手 数 料	実 技 試 験	学 科 試 験	申請区分	1団体 ②事業所 3個人	とりまとめ団体 事業所番号
		ア 18,200円 イ 9,200円	ア 3,100円	とりまとめ 団体名 事業所名		23
				(株)能力開発		

左票

2級実技試験写真票

2級学科試験写真票

(右票)	検定職種	塗装	
	作業名	金属塗装 <small>作業</small>	
	受検番号	※	
	フリガナ	ケンテイ タロウ	
	氏名	検定 太郎	
	生年月日	昭・(平) 11年 4月 5日	
	事業所名 (在籍校名)	(株) 能力開発 (所在地) 名古屋市西区浅間1 電話 (052)000-0000	
	確認欄	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">試験中</div> <div style="text-align: center;">  <p>5年3月撮影</p> </div> </div>	
	とりまとめ 団体名 事業所名	(株) 能力開発	個人

検定職種	塗装	
作業名	金属塗装 <small>作業</small>	
受検番号	※	
フリガナ	ケンテイ タロウ	
氏名	検定 太郎	
生年月日	昭・(平) 11年 4月 5日	
事業所名 (在籍校名)	(株) 能力開発 (所在地) 名古屋市西区浅間1 電話 (052)000-0000	
確認欄	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">試験中</div> <div style="text-align: center;">  <p>5年3月撮影</p> </div> </div>	
とりまとめ 団体名 事業所名	(株) 能力開発	個人

注：
実技試験又は学科試験
が免除になる場合は、
免除になる方には写真
を貼付しない。

写真票

⑬ ※写真の裏面に等級、作業名及び氏名を記入してください。

写真は、剥がれないように糊付けし、テープで貼付けてください。

〔不適當な写真〕 帽子、サングラス等を着用している。背景が無地でない。顔部分が小さい。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置

下記(1)及び(2)に該当される方は、技能検定実技試験及び学科試験会場への来場を控えてください。各施設が定めるルール等により入場をお断りする場合があります。

(1) 試験当日に次の症状がある方

- ① 平熱を超える発熱、37.5度以上の発熱
- ② 咳、のどの痛み等風邪の症状
- ③ だるさ(倦怠感)、息苦しさ等
- ④ 嗅覚・味覚の異常
- ⑤ 身体が重く感じる、疲れやすい等

(2) 次の事項に該当する方

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染し、医療機関からの退院基準または、宿泊施設・自宅での療養終了基準に達していない方(無症状者を含む)
- ② 試験日の前5日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触があった方
- ③ 試験日の前5日以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
- ④ 試験日の前5日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者と濃厚接触があった方

9 技能五輪愛知県大会参加案内

技能五輪愛知県大会は、青年技能者（原則23歳以下）の技能レベル日本一を競う技能五輪全国大会に参加する代表選手を選抜する大会です。

技能五輪全国大会は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、子どもや若者に対し、優れた技能に触れる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として、毎年開催されています。

(1) 職種及び参加料

競技職種	対応する技能検定			参加料
	職種番号	作業番号	職種名 (作業名)	
機械組立て	012	030	仕上げ (機械組立仕上げ作業)	※1) 9,200円
精密機器組立て	006	240	機械加工 (精密器具製作作業)	
旋盤	006	010	機械加工 (普通旋盤作業)	
フライス盤	006	040	機械加工 (フライス盤作業)	
構造物鉄工	008	020	鉄工 (構造物鉄工作業)	
タイル張り	044	010	タイル張り (タイル張り作業)	
自動車板金	123	020	工場板金 (打出し板金作業)	
曲げ板金	123	010	工場板金 (曲げ板金作業)	
電子機器組立て	015	010	電子機器組立て (電子機器組立て作業)	
工場電気設備	016	030	電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)	
左官	041	010	左官 (左官作業)	
家具	124	010	家具製作 (家具手加工作業)	
建具	125	010	建具製作 (木製建具手加工作業)	
貴金属装身具	065	010	貴金属装身具製作 (貴金属装身具製作作業)	
フラワー装飾	119	010	フラワー装飾 (フラワー装飾作業)	
※2) 洋裁	025	010	婦人子供服製造(検定は非公示) (婦人子供注文服製作作業)	
とび	040	010	とび (とび作業)	

17職種

※1) 表中の「対応する技能検定職種(作業)」がある職種の参加料は、技能検定の若年者に係る受検手数料の減額が適用されています。

※2) 対応する技能検定は非公示のため、参加を希望される方は申込前にご相談ください。

(2) 参加資格

平成12年（西暦2000年）1月1日以降に生まれた者で、愛知県内に在住又は愛知県内に所在する事業所に勤務している者

(3) 参加申込み

厚生労働省が策定した「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（受検申請時の対応）」により、窓口での受付は控え、原則として郵送により行います。ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

申込期間

令和5年4月3日（月）～4月14日（金）〔土・日曜日を除く〕

(4) 提出書類等

ア 技能五輪愛知県大会参加申込書（協会所定の用紙）

技能五輪と併せて2級技能検定を受検する方は、2級技能検定申請書に「五輪」と朱記してください。

イ 本人確認書類の写し

ウ 事業主の推薦書

1事業所（団体）から2人以上参加する場合は連名でも結構です。

エ ガス溶接を行う職種については、労働安全衛生法第61条第1項に基づく資格証等（ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証）を競技当日に携帯してください。

オ 参加料

参加申込書の審査後、5月19日頃までに文書により参加決定を通知します。指定された銀行口座に期日までにお振り込みください。（振込手数料はご負担ください）

(5) 競技実施日

令和5年6月6日（火）から9月10日（日）までの間で、愛知県職業能力開発協会が指定する日

(6) 競技課題

技能検定2級と同一又はこれに準じた程度の課題とします。

(7) 全国大会への参加

この愛知県大会において優秀な成績を収めた方は、希望により全国大会出場の推薦を受けることができます。

なお、一部職種について会場設備等の都合で参加者数が制限されること、参加者が多数の場合に、全国大会の主催者による2次予選会が開催されることがあります。

(8) 特典

技能検定対応職種について一定水準以上の成績を収めた方には技能証が交付され、2級技能検定職種（作業）の実技試験が免除されます。

(9) 表彰

愛知県大会で優秀な成績を収めた方は、愛知県知事又は愛知県職業能力開発協会会長から表彰されます。

<付録>

1 よくあるご質問

◆受検申請に関するQ&A◆

Q1.受検申請は、愛知県内に在住または在勤している者に限られますか？

A1.どなたでも受検申請はできます。ただし、抽選等により、申請受付人数の制限を行う場合には、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先します。

Q2.2つ以上の試験を受検することはできますか？

A2.同時に2職種(作業)以上受検申請することは原則としてできません。2つ以上の作業で受検申請をした場合は、試験日等が重複する可能性があります。試験日等が重複した場合の試験日の調整や受検手数料の返却はできません。

Q3.メールによるデータ申請は個人申請しかできませんか？

A3.感染拡大防止対策の一環として、個人申請者の方を対象に実施しています。とりまとめ申請の方は恐縮ですが、従来通り申請用紙に記入していただき郵送してください。

Q4.受検申請書に貼る写真は、スマートフォン・デジタルカメラで撮影したものでもいいですか？

A4.スマートフォン・デジタルカメラで撮影した写真でも構いませんが、顔が鮮明に写った写真を貼るようお願いします。(サイズ:縦4cm×横3cm)写真の裏面に級、作業名、氏名を書いてから貼ってください。
【不適当な写真】帽子、サングラス等を着用している。背景が無地でない。写真が縦又は横に引き延ばされている。顔部分が小さい(概ね1cmに満たない)。

◆試験免除に関するQ&A◆

Q1.実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した場合の有効期限はいつまでですか？

A1.1級・2級・3級・単一等級は、制度が変更にならない限り有効期限はありません。ただし、特級に限り、合格日から5年間の有効期限があります。合格通知書は免除資格の証明書となりますので大切に保存してください。

Q2.受検申請書提出後に免除資格があることが分かりました。追加で免除になりませんか？

A2.申請受付期間中であれば速やかに当協会へご連絡ください。申請受付期間を過ぎた場合は免除できません。

◆受検に関するQ&A◆

Q1.試験日及び試験会場は決まっていますか？

A1.全国统一実施日(学科試験及び一部の実技試験)以外は、試験日は未定です。受検票が届き次第、速やかに試験日・試験会場等をご確認ください。受検者の都合による試験日時の変更はできません。

Q2.試験問題や受検票を紛失しました。再発行は可能ですか？

A2.再発行はできません。試験日まで大切に保管してください。

Q3.申請後に、受検申請書に記載した内容が変わりました。どうすればいいですか？

A3.住所や氏名、連絡先等が変わった場合は、当協会へ速やかにご連絡ください。

◆受検手数料に関するQ&A◆

Q1.試験日に出席できなかった場合、受検手数料は返してもらえますか？

A1.受検者の都合により受検しなかった場合は、返還することができません。また、受検の権利を来年度へ繰り越すこともできません。

Q2.受検手数料は課税対象ですか？

A2.受検手数料は非課税です。振込手数料は課税対象となります。

◆結果に関するQ&A◆

Q1.試験結果はどのようにしてわかりますか？

A1.技能検定合格者は愛知県労働局産業人材育成課のホームページに受検番号が合格発表日より1か月間掲載されます。また技能検定合格者及び実技・学科試験いずれか一方に合格された方は、当協会からとりまとめ事業所・団体を経由して(個人申請の場合は直接)、合格通知書を送付します。

Q2.不合格の場合は通知がありますか？

A2.不合格の方への通知はありません。

◆その他に関するQ&A◆

Q1.受検のための講習会は愛知県職業能力開発協会で開催していますか？

A1.当協会は試験実施機関であるため講習会等は開催しておりません。ただし、一部の職種については、各業界団体などで開催している場合がありますので、当協会までお問い合わせください。

Q2.受検勉強のための参考書や問題集はないでしょうか？

A2.一部の職種のみですが参考書や問題集があります。また、過去3年度分の試験問題を有料で提供しています。当協会ホームページに掲載してありますので参考にしてください。
また、中央職業能力開発協会の技能検定試験問題公開サイトで過去の試験問題を閲覧することができます。URL：<https://www.kentei.javada.or.jp/>

Q3.合格証書を紛失してしまいました。再交付はどのような手続きが必要ですか？

A3.合格証書の再交付の手続きについては、愛知県労働局産業人材育成課の下記連絡先へお問い合わせください。

<お問い合わせ>

電話：052-954-6375

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/saikouhu.html>

(技能検定合格証書及び技能士章の再交付について)

2 技能検定試験参考図書等のご案内

技能検定受検の参考のため、図書の販売を行っています。お申込みにあたっては、当協会のホームページにてご確認ください。

URL：https://www.avada.or.jp/project/ability_evaluation/examination/



3 技能検定受検申請書類記入チェックシート

書類提出の前に必ず各項目をチェックして確認してください。

記入漏れや誤り、書類の不足等があると、受検申請を受理できないためよろしくお願ひします。

「技能検定受検申請書」の確認(受検案内P20～22参照)					
必須	次の必須項目は記入しましたか				
	職種番号 作業番号 <input type="checkbox"/>	検定職種 作業名 <input type="checkbox"/>	フリガナ 氏名 <input type="checkbox"/>	生年月日 年令 <input type="checkbox"/>	性別 <input type="checkbox"/>
	住所 電話番号 <input type="checkbox"/>	学歴(学校名・学科又は課程・所在地・在学期間) <input type="checkbox"/>		受検区分 <input type="checkbox"/>	
	職歴(事業所名・職務内容・所在地・在職期間) ※在校生等は除く <input type="checkbox"/>		手数料 <input type="checkbox"/>	とりまとめ 団体名事業所名 <input type="checkbox"/> (個人申請は不要)	
	氏名及び文字の字体・字形は添付した本人確認書類と同じですか				<input type="checkbox"/>
	職務内容欄は検定職種との関わりがわかる内容ですか (不適当な記載の例:生産技術、製造、現場監督、営業、販売)				<input type="checkbox"/>
該当者	実技試験受検手数料減免の有無等による受検手数料は確認しましたか				<input type="checkbox"/>
	「実技試験写真票」・「学科試験写真票」の所定欄に必要事項を記入し、写真を貼付しましたか(免除の申請をする試験の枠には写真は貼らないでください)				<input type="checkbox"/>
	受検申請書は、減免の有無、等級、作業、受検区分別に整理してありますか				<input type="checkbox"/>
	合格内容(下位等級等)は記入しましたか(受検資格として必要な場合のみ)				<input type="checkbox"/>
	試験免除欄を記入しましたか				<input type="checkbox"/>
「技能検定作業別申請区分表」の確認(受検案内P4・P23～24参照)					
必須	申請区分表は作成しましたか (抽選対象作業は、作業毎に1枚ずつ作成してください)				<input type="checkbox"/>
	申請する等級、実技試験受検手数料減免の有無と申請区分表の様式は合っていますか				<input type="checkbox"/>
	等級、作業、受検区分別の集計は、受検申請書の枚数と合っていますか				<input type="checkbox"/>
該当者	所在地・会社名・担当者名・電話番号は記入しましたか 【個人の場合】自宅住所・氏名・電話番号・メールアドレス				<input type="checkbox"/>
	【個人申請の方のみ】 受検手数料の振込確認ができる書類の写しを、裏面に貼付しましたか				<input type="checkbox"/>
提出書類に不足がないかの確認					
必須	技能検定受検申請書				<input type="checkbox"/>
	技能検定作業別申請区分表				<input type="checkbox"/>
	★本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険被保険者証、生徒手帳等)				<input type="checkbox"/>
該当者	★受検資格証明書類の写し(下位等級の合格証書等)				<input type="checkbox"/>
	★免除資格証明書類の写し(合格通知書等)				<input type="checkbox"/>

★印の書類はA4用紙にコピーした写しを当該受検者の申請書にクリップで留めてください。

受検案内・受検申請書等の配布場所

下記施設にて3月1日より配布を開始します。

※土・日曜日・祝日は休みです。ただし、愛知県県民相談・情報センターは土・日曜日でもご利用いただけます。
(開設時間は午前9時から午後4時30分まで)

愛知県県民相談・情報センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目3-2
愛知県自治センター1階 ☎052-962-5100

海部県民事務所広報コーナー

〒496-8531 津島市西柳原町1-14
海部総合庁舎1階 ☎0567-24-2112

知多県民事務所広報コーナー

〒475-8501 半田市出口町1-36
知多総合庁舎1階 ☎0569-21-8111

西三河県民事務所広報コーナー

〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4
西三河総合庁舎1階 ☎0564-27-0800

東三河総局広報コーナー

〒440-8515 豊橋市八町通5-4 東三河県庁
(東三河総合庁舎) 1階 ☎0532-52-7337

新城設楽振興事務所広報コーナー

〒441-1365 新城市字石名号20-1
新城設楽総合庁舎1階 ☎0536-23-8700

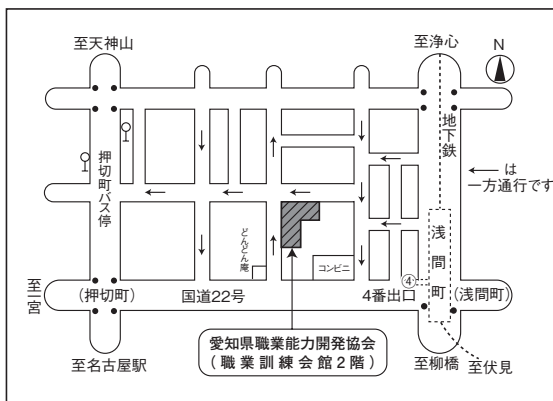
受検案内・受検申請書等の配布及び得点の開示場所

愛知県労働局産業人材育成課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県庁本庁舎2階南東側 ☎052-954-6375

受検案内・受検申請書等の配布、申請書提出先及び問合せ先

技能検定及び技能五輪愛知県大会について詳しくは、下記へお問い合わせください。



愛知県職業能力開発協会

技能検定課 (定期試験G)

〒451-0035

名古屋市西区浅間二丁目3番14号

(愛知県職業訓練会館内)

電話：052-524-2034

FAX：052-325-5788

<https://www.avada.or.jp>

【交通のご案内】

- 地下鉄：鶴舞線「浅間町」駅下車
4番出口から徒歩5分
- 市バス：名古屋駅 7番のりば
黒川ゆき、茶屋ヶ坂ゆき、浄心町ゆき、
西部医療センターゆき
(4区目) 押切町下車 徒歩5分